

国立大学法人兵庫教育大学長の業績評価結果について

国立大学法人兵庫教育大学学長選考会議

1. 総合評価

国立大学法人兵庫教育大学学長選考会議は、国立大学法人兵庫教育大学学長業績評価規程（以下「規程」という。）に基づき、加治佐哲也学長の業績評価を実施しました。国立大学法人兵庫教育大学学長選考基準（平成27年3月16日）に示した4基準に照らして評価した結果、教員養成系大学に求められる教員養成の高度化などの使命を果たすために、学部・大学院改革を遂行するとともに、少子化、財政難など大学を取り巻く喫緊の課題に対して学生確保や財源確保に向けた対策を講じるなど、学長の業務はいずれも適切に執行されていると判断します。また、新型コロナウイルス感染症への危機対応についても、学生の修学環境の確保をはじめ、大学として必要とされる措置を迅速に講じ、陣頭でその指揮にあたっています。以上から、本会議は、評価対象期間における加治佐哲也学長の業績は、総合的に学長選考基準を満たしていると判断しました。

なお、令和2年度の教職大学院の入学者定員充足率が低位に留まっており、学生確保に向けたより一層の取組みが求められます。

以下、学長選考基準に沿って、業績評価結果を記します。

2. 学長選考基準の4項目に対する評価

- (1) 本学のミッション及び「ミッションの再定義」（以下「ミッション」という。）を実現するため、教育現場の実情や教育政策に通じ、教職大学院を含む教員養成の高度化に関する高い知識と見識を有すること。

「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書」の提言やコロナ禍における学校現場の実情を踏まえ、他大学とも連携して、Society5.0における新しい教員養成プログラムの研究開発を先導的に進めるなど、教員養成の高度化に関する見識をもとに多様な取組を推進しており、本基準を満たしていると判断します。

- (2) ミッションを踏まえた長期的な視野を持ち第3期中期目標・中期計画を着実に実行する戦略的な構想力とリーダーシップを有すること。

「現職教員に対する実践的指導力の育成」、「教師教育の先導的モデルの開発」などの大学のミッションの実現、さらには第3期中期目標・中期計画の着実な実行に向け、教員養成・研修高度化センターの強化など戦略的な体制構築を進めています。施策の実施にあたっては、学内に情報提供を行いつつリーダーシップを発揮して改組、改革を進めるなど、本基準を満たしていると判断します。

- (3) 本学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営するとともに、ミッションを実現する上での諸課題に対処することができる総合的マネジメント能力を有すること。

教職大学院への学生確保や学生の就職支援に関して、これまでも取組は講じられていますが、教職大学院の入学者定員充足率や保育士を含む卒業生の教員就職率が低下している状況にあります。これについては、教職大学院のコース改革、あるいは教職キャリアセンターの対策検討ワーキンググループにおいて就職率向上策を策定するなど、種々の方策を主導し、課題に対応する総合的マネジメント能力を有していると判断します。これらの方策に基づいて着実に教職大学院の定員充足率や卒業生の教員就職率の回復を図り、本学が教員養成系大学としてのミッションをより一層果たしていくべく、総合的なマネジメント能力を引き続き発揮することを強く期待します。

その他、新年俸制の導入やクロスアポイントメント制度の活用による外部人材の積極的な登用、研究の一体的推進をはじめとする大学との連携強化をより一層図るための附属学校園改革など、ミッションの実現に向けて諸課題に対処していることにより、本基準を満たしていると判断します。

- (4) 本学の諸活動について適時的確に情報発信し、説明責任を果たす能力に加え、ステークホルダーとの信頼関係を構築・発展させることのできる交渉力を有すること。

教職大学院への学生確保や大学の魅力発信のために広報や大学院説明会の改善を図るなど、情報発信を強化しています。また、教員養成・研修高度化センターの体制整備により他大学、教育委員会、学校などのステークホルダーとの連携・協働を強化するとともに、日本教職大学院協会会長として教職大学院の振興に関する提言を行うなど、本基準を満たしていると判断します。

3. その他特記事項

新型コロナウイルス感染症への対応については、学内にいち早く「危機対策本部」を立ち上げ、オンライン授業の実施や授業料・受験料・入学金の減免、タブレット端末等の購入費用補助など、学生の修学機会確保のための対応にあたっています。また、「ポストコロナ」時代を見据え、教職員に対して「Society5.0 研修会」を実施するなど、未曾有の危機に際して大学として必要とされる措置を迅速に講じ、陣頭でその指揮にあたっています。

4. 評価対象期間

規程第3条第2項第1号に基づき、学長就任の日から評価実施年度の6月30日までの期間。
(平成31年4月1日～令和2年6月30日)

5. 経過

- ・令和2年 6月25日 学長選考会議（第1回）開催
学長業績評価の実施方法について審議・決定

- ・ 令和2年11月17日 学長選考会議（第2回）開催
学長面談の実施
- ・ 令和3年 1月25日 学長選考会議（第3回）開催
学長業績評価結果（案）について審議
- ・ 令和3年 3月10日 学長選考会議（第4回）開催
学長業績評価結果について審議・決定